



# 税務ポイント

## (会社の税務 よろず相談室<sup>204</sup>)消費税 その39

### 自動車修理代と保険金の インボイス対応について

Q. 従業員が業務中に事故に遭い、破損した社用車を修理に出す場合、会社と修理業者、保険業者の3者間で修理代や保険金の支払いのやりとりが必要になります。

保険会社から修理業者へ修理代として保険金が直接支払われる場合等に、会社がその修理代について消費税の仕入税額控除ができるかどうかの可否や、できるとしたらその金額やインボイスの対応について教えてください。

#### A. 会社に保険金が入金される場合の仕入税額控除とインボイス対応

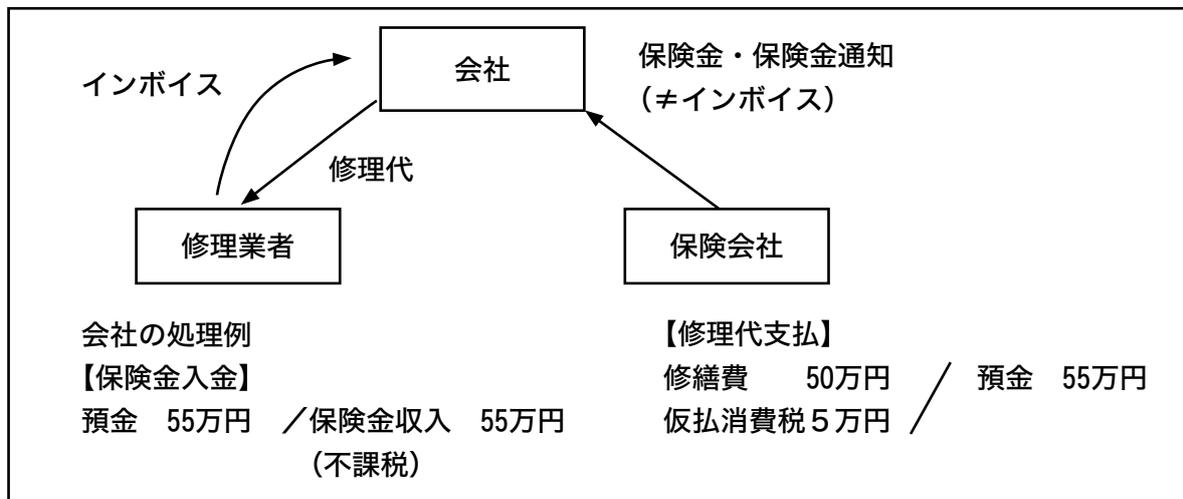
自動車等の保険金等は、事故の発生に伴い受ける

ため資産の譲渡等の対価には該当せず消費税は課税対象外になります(消基通5-2-4)。一方、保険金を修理代に充てた場合でも、その修理代は資産の譲渡等の対価であるため仕入税額控除の対象となります(消基通11-2-8)。そのため保険金が入社に入金される場合、入金された保険金は不課税で処理し、修理代については仕入税額控除の対象として課税仕入れとします。

例えば、社用車の事故に対する保険金55万円の支払いを受け、保険金を原資に社用車を55万円で修理したケースでは、修理代55万円に係る消費税5万円が仕入税額控除の対象となります。

保険金入金時に不課税の保険金収入を計上し、修理代の支払時に修繕費の課税仕入れを計上することになります。

大手保険会社によれば「保険会社から会社に対して、保険金の支払案内通知を送付します。修理代に係るインボイスは修理業者から会社に交付されることが一般的と考えます」とのことです。つまり、保険会社から会社に届く同通知はインボイスではなく、修理業者から修理代に係るインボイスを受領することで、仕入税額控除を適用できます。



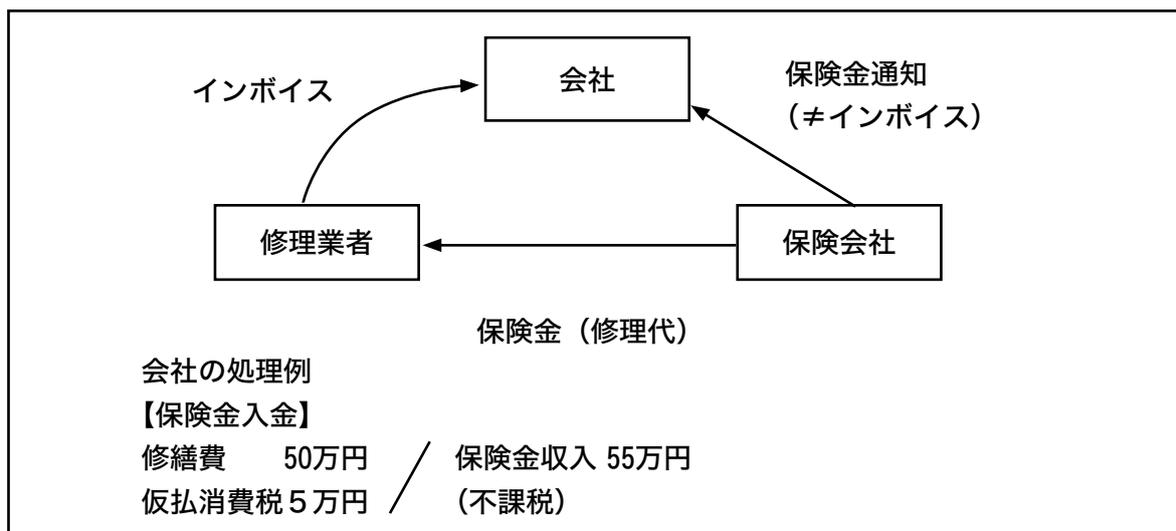
#### 会社に保険金が入金されず直接修理業者に支払いがある場合に注意

契約によっては、保険金が入社に入金されず、保険会社から修理業者に修理代として保険金の全額が直接支払われるケースがあります。基本的には、会社が保険金を受領し修理代を支払う際と実態は変わらないため、この場合も修理代は会社の仕入税額控除の対象になります。会社は保険金の入金、及び修理代の支払いがないため、保険金収入及び課税仕入れの計上漏れが生じないようご注意ください。

例えば、社用車の事故で保険金55万円が修理代として保険会社から直接修理業者に支払われる場合、

修理代55万円に係る消費税5万円が会社の仕入税額控除の対象となります。修繕費(課税仕入れ)と保険金収入(不課税売上げ)を計上します。

このケースについて、大手保険会社は「保険会社から会社に加え、修理業者に対しても保険金の支払案内通知を送付します。修理代に係るインボイスは修理業者から会社に交付されることが一般的と考えます」とのことです。一般的には、保険会社から会社に届く同通知は、修理代に係るインボイスではないため、会社は修理業者から修理代に係るインボイスを受領することになります。



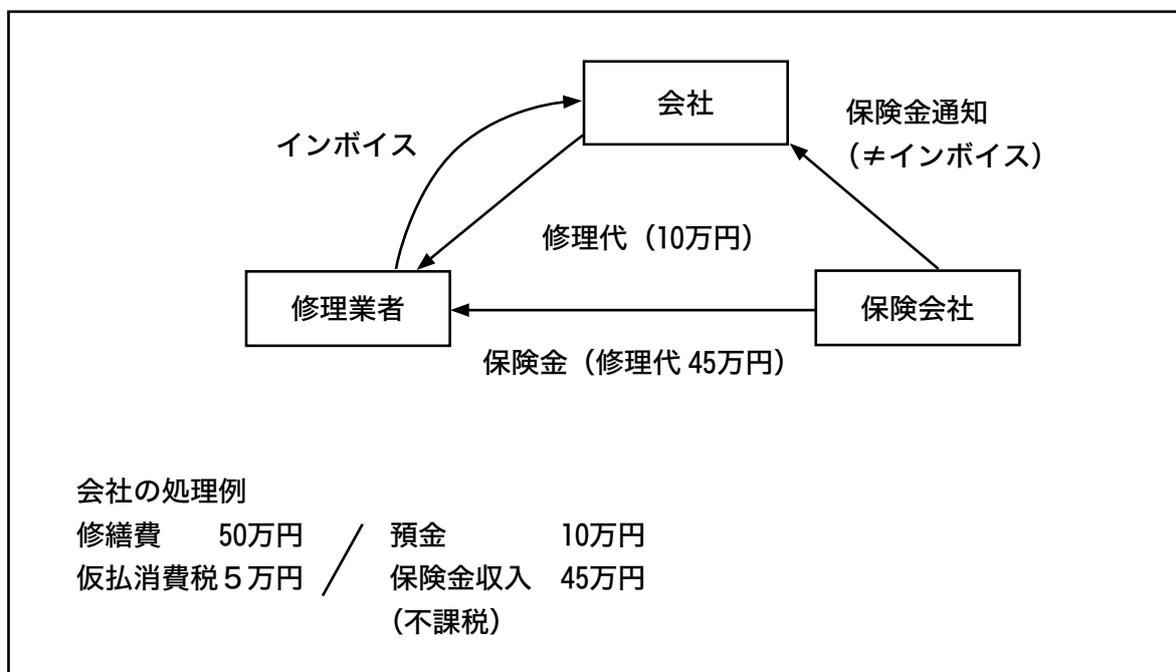
**一部会社負担の免責額がある場合も修理代金が仕入税額控除の対象**

契約によっては、会社が一部修理代を負担する免責金額が設定されており、免責金額を除いた金額が保険会社から修理業者に支払われることがあります。基本的には、会社は負担する免責金額にかかわらず、修理代の金額が仕入税額控除の対象となります。

例えば、社用車の事故に係る修理代55万円のうち会社負担の免責金額が10万円である場合、修理業者に会社が10万円を支払い、残額の45万円が保険会社

から修理業者に直接支払われるケースでは、保険金収入は45万円だが修理代55万円に係る消費税5万円が仕入税額控除の対象となります。

大手保険会社によれば、この場合は「保険会社から保険金45万円の保険金の支払案内通知を会社と修理業者に送付します。修理代に係るインボイスは修理業者から会社に交付されることが一般的と考えます」とのことです。一般的には、保険会社から会社に届く同通知は、修理代に係るインボイスではなく、修理業者から修理代に係るインボイスを受領することになります。



【週刊「税務通信」No 3825 (2024 / 11 / 4)掲載内容を引用】

税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛 (グループ稿)  
 (監修：関東信越税理士会 松本支部)



皆さん  
こんにちは♪

株式会社 大漁  
松本市中央  
代表取締役 土屋 史章 氏

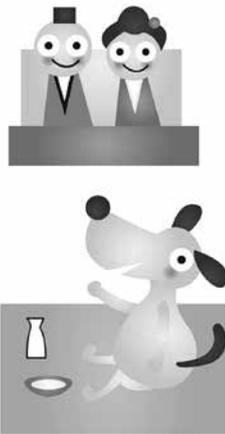
『お客様に喜んでもらえる、来やすい場所でありたい』

創業は1970年、松本駅近くで海鮮と松本の郷土料理を提供する大衆割烹料理店を二代目として営まれております。会社の成り立ちは、昭和23年におじい様が魚の卸問屋をされており、そこから昭和45年に居酒屋に業態が変わり、現在に至るまで同じ場所で長く繁栄されています。

土屋さんは築地の料亭で6年、上田の旅館で2年間腕を磨かれた後、大漁に戻り、コロナ禍最中の4年前に店を継がれました。モットーは、「お客様に喜んでもらえる、来やすい場所でありたい」とのこと。美味しい料理と共にお客様が喜んでもらえる場を作ることを心がけておられ、明るく真面目で気さくな土屋さんの一面もあり、お店は大賑わいです。

趣味は、たまに釣りに行くほか、一番は小さなお子さんと一緒にいることが何よりの楽しみだそうです。目標は、「100年企業になること」。コロナの時期からだいたいお客様が戻ってきており、更なる人気の居酒屋であり続けられるよう、お客様第一の土屋さんの益々のご活躍を期待しています！

(澤田恵輔編集委員)



頑張ってます!!

『お客様に喜んでいただけ  
る家づくりに  
毎日奮闘』

株式会社エムエーシー  
松本市波田

小笠原 香織 さん

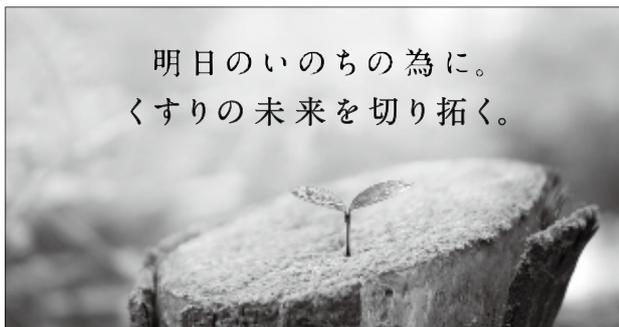
松本市波田にございます(株)エムエーシーさんは、昭和62年に創業され主に住宅の新築、リフォームなどこの松本平で総合建設業をされている会社です。『お客様第一・品質第一・安全第一』をモットーに一軒一軒を大切にすため、少数精鋭で力を合わせて丁寧にお仕事をされています。

今回ご紹介いたします小笠原香織さんは、創業者であります現社長の娘さんであり、一級建築士の資格を取得され住宅のプランニングに始まり、設計や各種申請、現場管理など多岐にわたるお仕事を、コミュニケーションを大切にしながら、お客様に喜んでいただける家づくりに毎日奮闘されています。

現在の会社に入る前は設計事務所で働かれ、そのスキルをお父様の作られた会社に役立てようと入社しもうすぐ18年経つそうです。協力会社の皆様にも小さい頃から可愛がってもらっていますとお話してくれました。

普段のリフレッシュの仕方をお聞きしたところ、ご家族でキャンプに行ったりすることだそうです。ご家族との時間を大切にされていることが笑顔から伝わってきました。明るく笑顔がとても素敵な香織さんの益々のご活躍を祈っております。

(深澤和紀編集委員)



明日のいのちの為に。  
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、  
創薬研究開発型企业です。

**KISSEI**  
キッセイ薬品工業株式会社  
本社：松本市芳野19番48号

税務署からの  
お知らせ

## 令和7年度 国税専門官採用試験要綱

- 概要 国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官（国家公務員）を募集します。
- 受験資格
- 平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれの者
  - 平成16年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
    - 大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び令和7年3月までに大学を卒業する見込みの者
    - 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 試験の程度 大学卒業程度
- 試験区分 国税専門A（法文系）、国税専門B（理工・デジタル系）
- 申込み方法
- インターネット申込み  
人事院ホームページ上の申込専用アドレス <https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html> （人事院 採用情報 NAVI）
  - 郵送・持参による申込み（インターネット申込みができない環境にある場合のみ）  
希望する第1次試験地を所轄する国税局（沖縄国税事務所）にお尋ねください。
- 受付期間 令和7年2月20日(木) 午前9時～3月24日(月) [受信有効]  
(インターネット申込)
- 試験日
- |       |  |
|-------|--|
| 第1次試験 | 令和7年5月25日(日)                                   |
| 第2次試験 | 令和7年6月23日(月)～7月4日(金)<br>のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時 |
- 試験地
- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 第1次試験地 | 高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか |
| 第2次試験地 | さいたま市ほか             |
- 合格者発表日
- |          |                   |
|----------|-------------------|
| 第1次試験合格者 | 令和7年6月17日(火) 午前9時 |
| 最終合格者    | 令和7年8月12日(火) 午前9時 |
- 問合せ先
- インターネット申込みに関する問合せ  
人事院人材局試験課 TEL:03-3581-5311 内線 2332  
午前9時から午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）
- 上記以外の問合せ  
関東信越国税局人事第二課試験係 TEL:048-600-3111 内線 2097  
午前8時30分から午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）



地域社会の繁栄のために。  
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE

鍋林株式会社  
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

女性部

# 税に関する絵はがきコンクール

令和6年度

開催報告

本年度の「税に関する絵はがきコンクール」には21校から713作品が寄せられました。どれも素敵な作品でしたが本号では入賞作品を掲載いたします。(入賞作品につきましては確定申告期間中松本税務署に展示されております。)  
※「松本税務署長賞」作品、「松本法人会女性部長賞」作品は表紙に掲載しております。

## 【入賞作品より】



塩尻市立洗馬小学校  
小川 紗英さん



松本市立島立小学校  
藤森 奏衣さん



松本市立島立小学校  
赤羽 梓さん



安曇野市立穂高西小学校  
飯田 結月さん



安曇野市立穂高西小学校  
竹村 楓亜さん



安曇野市立明北小学校  
降幡 玲花さん



松本市立波田小学校  
牧田 朋華さん



松本市立波田小学校  
白鳥 帆葉さん



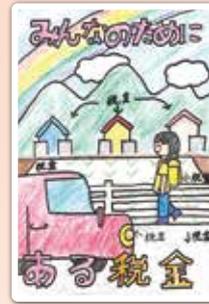
松本市立波田小学校  
塩原 結さん



松本市立波田小学校  
村田 海央さん



松本市立島内小学校  
高山 紗奈さん



松本市立島内小学校  
柏原 侑奈さん



松本市立島内小学校  
竹松 歩美さん



松本市立島内小学校  
濱 琥太郎さん



塩尻市立桔梗小学校  
濱田 岳さん



塩尻市立桔梗小学校  
倉並 晴子さん



塩尻市立桔梗小学校  
山本 まゆかさん



松本市立二子小学校  
吉行 りんさん



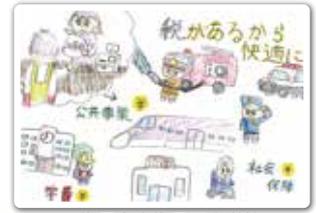
生坂村立生坂小学校  
中村 優月さん



松本市立鎌田小学校  
小口 柚衣香さん



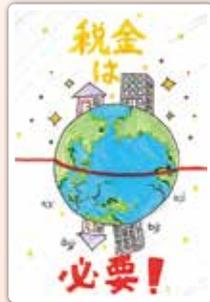
松本市立鎌田小学校  
小松 稜平さん



塩尻市立塩尻西小学校  
野田 大絆さん



塩尻市立塩尻西小学校  
渡邊 結さん



松本市立開智小学校  
高橋 沙季さん



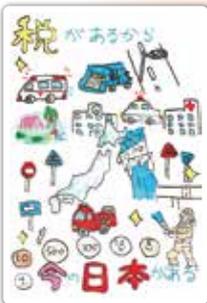
松本市立開智小学校  
藤木 菜々子さん



松本市立開智小学校  
胡桃澤 りこさん



塩尻市立広丘小学校  
三村 藍里さん



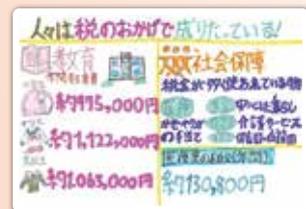
松本市立並柳小学校  
西村 美緒さん



松本市立並柳小学校  
鎌田 凜さん



松本市立今井小学校  
村山 碧乃さん



安曇野市立豊科北小学校  
矢花 文萌さん



松本市立田川小学校  
牧田 蒼生さん



松本市立田川小学校  
氣賀澤 優奈さん



松本市立明善小学校  
松本 春姫さん



安曇野市立豊科東小学校  
高山 世莉さん



松本市立四賀小学校  
瀧澤 喜久美さん



松本市立山辺小学校  
小笠原 結子さん



松本市立山辺小学校  
渋谷 てんさん



松本市立山辺小学校校  
内山 海音さん



たくさんのご応募 ありがとうございます!

経営レポート

# 新リース会計基準適用に伴う影響について



公認会計士 内山 信太郎

2024年9月に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」が企業会計基準委員会より公表されました。所謂、新リース会計基準ですが、2027年4月（2028年3月期）から上場企業といった大会社等では原則適用となります。会計監査人を設置していない中小企業等は従来通りの処理が継続されるので影響はありませんが、その変更点について借手の会計処理をベースに簡単に解説してみたいと思います。

旧リース会計基準からの主な変更点としては、以下の2点が挙げられます。

## 1. 少額リース又は短期リース取引を除き、オンバランス処理一択

## 2. リース識別に関する定めが新設

1. についてですが、所謂、オペレーティングリース取引がなくなりました。貸借対照表にはリース資産とリース負債が計上され、損益計算書では営業費用として計上されていた支払リース料が減価償却費

と支払利息に区分されます。2. については、リースの定義も明記されたことに合わせて、何をリース資産及び負債としてオンバランスさせる必要があるのかを検討することが求められました。従来であれば、リース会社との取引以外でリースを想定することはなかったと思いますが、新リース基準によれば、リース会社との取引でなくても、契約書にリースという文言が明記されていなくても、リースとして識別されるケースがあるということです。

リース識別に関する定めですが視覚的に見ると分かり易いので、リースに関する会計基準の適用指針を参考にフローチャート（図1参照）を作成してみました。

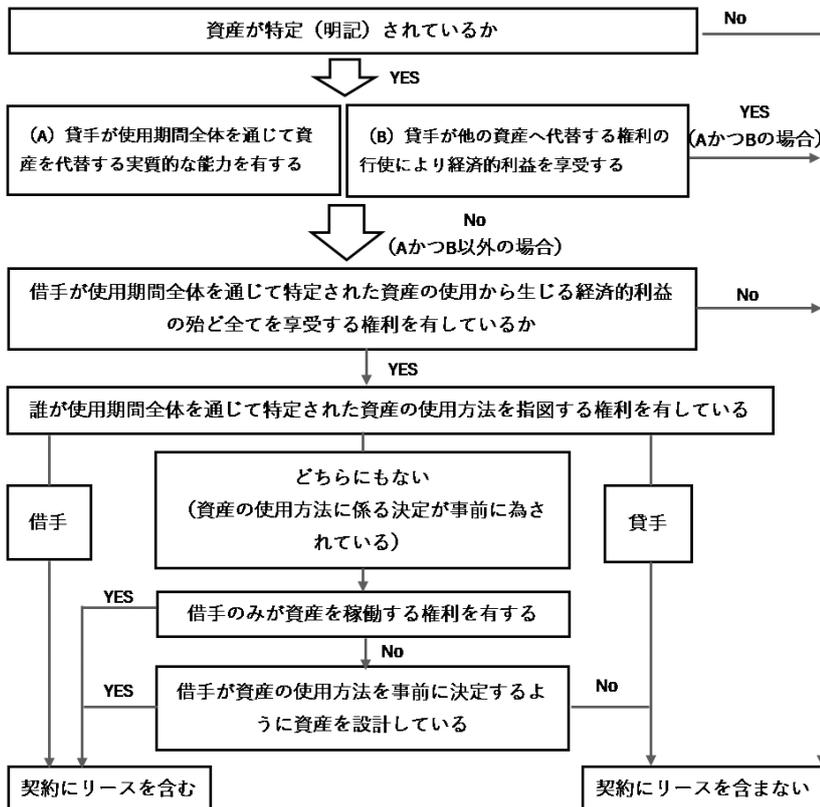
ポイントは、以下の3点だと思います。

- ① 資産が特定されていること
- ② 借手が資産の使用により殆ど全ての経済的便益を得る権利を有しているか
- ③ 借手が特定された資産の使用方法を指図する権利を有しているか

①は、特定された資産について貸手の代替権がないことが求められています。代替権とは、借手が貸手による資産の入れ替えを妨げることができず、かつ貸手が代替資産を容易に利用可能である又は合理的な期間内に調達できる権利のことです。例えば、ある賃貸借契約において、対象となる動産又は不動産の変更に対して、貸手はすぐに別の資産を用意することができ、貸手の決定に借手が異議申し立てをすることができない場合等が考えられます。②は、借手が自由に使用占有できている事実が確認できれば該当すると考えられます。③の指図権とは、資産の使用方法に関する意思決定権のことです。借手に指図権があると明記されておらず使用方法・目的が事前に決定されている場合でも、借手にのみ資産を操作する権限がある、または借手が資産の使用方法に関するデザインに事前に関与している場合には、借手に指図権があると判断されます。

（図1リース識別のフローチャート）

図1 リース識別のフローチャート



リース識別によりリースに該当するということになれば、該当する部分をオンバランス化させる必要があります。この定めによりオンバランス化の処理が新たに求められるのは、以下の2点が考えられます。

- I. オペレーティングリース取引で処理しているもの
- II. リース契約という名称ではない契約の中でリースに該当するもの

この中で実務上最も煩雑と考えられるのが、リース契約という名称ではない契約の中からリースに該当するものを洗い出すことだと思います。例えば、資産の賃貸借契約があればリースに該当する可能性があるため、リースの識別を実施してオンバランス化の必要性を検討する必要があります。なお、少額又は短期リースは、その重要性から簡便的な処理（オフバランス化）が旧基準から継続されます。少額リース取引とは

I 契約のリース料総額が300万円以下のリース取引で、短期リース取引とはリース期間が12カ月以下、または新基準適用開始時点の残存リース期間が12カ月以下のリース取引をいいます。

駆け足でしたが、新リース会計基準について概括的に解説してみました。今回の改定では、リース識別に関する定めが新設されたことで、オンバランス化させる必要のあるリースが増加することが予想されます。原則適用の時期まではまだ時間がありますが、調査表の作成等で社内調査には時間を要することが想定されますので、早めの対応を心がけた方が望ましいかもしれません。

内山信太郎 公認会計士税理士事務所

## 2025 シーズン松本山雅 F C 主催試合 観戦チケットを抽選でプレゼント!!

J3リーグ松本山雅 FC 主催試合観戦チケットを抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてご応募くださいますようお願い申し上げます。

### 【注意事項】

- ・チケットは会場：アルウィン / ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは3枚ございます。(1名の方にプレゼント)
- ・今回は3月16日[vsAC長野パルセイロ] から5月3日[vs ツエーゲン金沢]のチケットです。

### 【応募方法】

- ①お名前 ②企業名 ③お届け先(住所・電話番号)
  - ④ご希望される試合
- ※お一人様 1 試合とさせていただきます。右の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。

上記4項目をご記入の上、法人会事務局に FAX

(36-0839) で、3月7日(金)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

### 『対戦スケジュール』

節	試合日時	対戦チーム	キックオフ時間
J3リーグ5節	3月16日(日)	AC長野パルセイロ	14:00
J3リーグ6節	3月23日(日)	SC相模原	14:00
J3リーグ8節	4月5日(土)	高知ユナイテッド SC	14:00
J3リーグ10節	4月20日(日)	栃木シティ	14:00
J3リーグ11節	5月3日(土・祝)	ツエーゲン金沢	15:00

【お問い合わせ】 法人会事務局(電話：0263-35-8080)

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



**部員募集中!!**

お問合せは事務局 (☎35-8080) まで!

# 法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険<sup>(※1)</sup>にご契約の方は、  
**保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ  
変更ができます！**

例えば、40歳の時にご契約した  
スーパーがん保険<sup>(※2)</sup>を  
この機会に集団扱にすると<sup>(※3)</sup>...

保障はそのまま！

個別扱

月払

**4,780円**

➔

集団扱

月払

**4,480円**

月々300円割安!

年間では3,600円もお得!

集団扱への  
変更は  
早い方がお得!

2024年1月現在

「消費税申告一声運動実施中」

- ① 簡単な手続きで変更ができます。
- ② 担当代理店の変更はありません。
- ③ 保障内容の変更はありません。

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。  
 (※2)くすでにご契約のがん保険の例>スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約  
 (※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

**今すぐ、下記までお問い合わせください！**

**Aflac アフラック**  
 〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル  
**0120-876-505**

### 3月の予定

3日青年部幹事会 4日税制委員会グループ会議、租税教室  
 (才教学園小学校) 6日女性部幹事会 10日松本市内Aブ  
 ロック研修会 12日県連厚生委員会 13日松本市内Bブ  
 ロック研修会 14日正副会長会、第24回理事会 18日県連事務局  
 長会議 21日松本市内Cブロック研修会、県連女性部連絡協  
 議会特別会議 24日松本市内Dブロック研修会 25日松本市  
 内Eブロック研修会 26日決算説明会

## 決算説明会

(法人税・消費税の説明会 / 2月決算法人対象)  
 3月26日(水) 午後2時より  
 松本市駅前会館 4階「大会議室」

## 令和6年度 松本市内部会 ブロック別研修会のご案内

下記内容の研修会を開催いたします。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

- \* **所属する部会にかかわらずどなたでもご参加いただけます。**  
 ご希望の内容をいくつ受講されても何名様でも、受講料は不要です。
- \* 実施時間は、各日程とも**14:00～15:30**です。
- \* 会場は、各日程とも「**松本市駅前会館4階 大会議室**」です。  
 (松本市深志 2-3-21 ※駐車場はございませんので近隣の有料駐車場等をご利用ください。)
- \* **ご希望の際は当日でも構いませんので必ず事務局までお申込下さい。**  
 (資料部数準備のためご協力ください：事務局 TEL0263-35-8080)

### ～ 令和6年度松本市内部会 ブロック別研修会 ～

①	3月10日(月)	Aブロック (上土・今町 六九・伊勢町・中央・深志・本庄 部会)
【経営分野】	『 自社の生産性を高める、社内会議の技術 』	
○講師：矢島 龍 中小企業診断士 (株式会社 マネジメントアシスト)		
②	3月13日(木)	Bブロック (白板・城西・城東・北部・本郷 部会)
【労務分野】	『 ある日突然社員が無断欠勤して連絡が取れない！退職代行業者を利用して退職の申し出があった！こんな時、どのように対応したら良い？ 』	
○講師：上嶋 宏 社会保険労務士 (上嶋社会保険労務士事務所)		
③	3月21日(金)	Cブロック (東部・南松本・寿 部会)
【経営分野】	『 決算書などの会社の数字を読み、意思決定に活かす 』	
○講師：矢島 龍 中小企業診断士 (株式会社 マネジメントアシスト)		
④	3月24日(月)	Dブロック (西北・西部・南西 部会)
【法律分野】	『 中小企業の基本的運営に関する法務 』	
○講師：三浦 守孝 弁護士 (三浦法律事務所)		
⑤	3月25日(火)	Eブロック (芳川・南部・南東 部会)
【労務分野】	『 社会保険の適用拡大への対応、年取の壁を踏まえて準備できていますか？ 』	
○講師：上嶋 宏 社会保険労務士 (上嶋社会保険労務士事務所)		

# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料
- 関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
- フルカラー印刷
- 広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 雑誌 Xメディアのイラスト データ デモ デジカメ写真

手書きのイラスト

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会

めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F ☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

# ご利用下さい!!



法人会の会員限定

## インターネットセミナー(ネット配信) サービス セミナービデオレンタル(DVD・CD)

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください!!

パソコンでセミナーが受講できる! インターネットセミナー 毎月更新

お好みのセミナーをPCやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載!

セミナーDVD レンタルサービス

会員無料・ネットで予約

ご希望の内容のDVDを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご利用いただけます!

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、**上記バナーをクリック**していただき、簡単な入力または登録をするだけ!

※インターネットセミナー ご利用時は  
会員ID : hj0915 パスワード : 8080  
上記を入力してログインしてください。

松本法人会HP

<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>



## 「村井駅新駅舎開業」(松本市)

2024年10月26日にJR村井駅の建て替えが完了し、利用開始となりました。新しい駅舎には、線路をまたぐように自由通路が設けられていて、近くの踏み切りを利用しなくても東西の行き来が可能になるほか、待合や学習のためのスペースが整備され利便性が向上しています。(澤田恵輔編集委員)



川柳コーナー

冬タイヤ

外せば大雪

降るのかな

当事者が

いない合意に

首ひねり

お雛様

出してツリーを

片づける

新米

## あしがき

まだまだ肌寒い時期、出歩くにもちよつと行きづらいなあという頃ではないでしょうか。こんな時に、私が最近取り組んでいることは整理整頓です。今までの私は「もったいない」という気持ちが先に立って物を捨てられず、片付けも苦手な性質です。つい後回しにすることが多く、物だけでなく仕事もうまく整理できずにズルズルいくことが多いと感じます。

そんな時は、今日一日で片付けよう、と、いきなり長時間かけて片付けると身体も気持ちも疲れて嫌になってしまいますので、慣れないうちは、時間を決めて片付けを始めてみると良いそうです。

そこで、少しずつ取り組んでみたところ、仕事も効率的になってきて、サービスが向上しただけでなく、不要なコストも少しずつ削減できはじめています。

日も少しずつ長くなり春が近づいています。「物の整理は心の整理」とはよく言ったもので、物が整理されれば心晴れやかなりなります。しっかりと準備して春を楽しみにしたいものですね。

(澤田)

(本号編集委員)

深澤和紀  
澤田恵輔



個人情報の取扱について  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。  
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係  
発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390-0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35-8080  
FAX(0263)36-0839  
編集人 百瀬衛貴男  
(毎月1回1日発行)  
印刷所 アサカワ印刷株式会社